
パブリックコメント意見への対応 (該当ページ抜粋)

表 公共交通の機能分類とサービス水準

路線の機能		サービス確保の考え方	サービス水準の設定	料金体系	路線維持の考え方	該当する現行路線
幹線	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市間を結ぶ広域的な交通基幹軸としての機能を担う路線。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間交通事業者が主体となって運行を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス水準 <ul style="list-style-type: none"> ● 需要に応じ運行 	対キロ制運賃	交通事業者が運行 JR 東海道新幹線 JR 東海道本線 名鉄名古屋本線 名鉄西尾線
	広域連絡バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内外を結ぶ広域的な交通基幹軸としての機能を担う路線。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間交通事業者が主体となって運行を実施するが、設定したサービス水準の確保に向け、安城市は必要に応じ、運行支援や利用促進策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行本数・運行間隔 <ul style="list-style-type: none"> <平日朝・夕のピーク時> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学需要に対応するとともに、利用喚起を図るため、平日ピーク時運行間隔30分以内を確保する。 <平日昼間、夜間、休日> <ul style="list-style-type: none"> ● 買物、通院需要、帰宅需要に対応するため、昼間、夜間時間帯は1時間に1本以上を確保する。 ■ 運行時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学、帰宅需要に対応するため、鉄道の運行時間帯を踏まえた運行時刻とする。 	対キロ制運賃	交通事業者が運行 名鉄バス岡崎安城線
	市内基幹バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道と一体となって安城市内の南北方向の公共交通軸としての機能を担う路線（南北軸）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地において、拠点相互を連絡するとともに、広域連絡路線や地域生活バスとの乗り継ぎに配慮したサービス水準を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行本数・運行間隔 <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学需要に対応するとともに、利用喚起を図るため、平日ピーク時運行間隔20分以内を確保する。 ● 買物、通院需要、帰宅需要に対応するため、1時間に1本以上を確保する。 ■ 運行時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学、通院、帰宅需要に対応するため、鉄道の運行時間帯を踏まえた運行時刻とする。 	対キロ制運賃	交通事業者が運行 名鉄バス安城線
		<ul style="list-style-type: none"> ● まちなかの移動手段として機能するとともに、各路線からの乗り継ぎ需要に対応する路線（循環線）。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行本数・運行間隔 <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道、幹線的バス、支線的バスからの乗り継ぎ需要及び買物、通院、飲食・娯楽、帰宅需要に対応するため、1時間に1本以上を確保する。 ■ 運行時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 買物、通院、飲食・娯楽需要及び公共施設利用需要に対応するため、商業施設、病院、市役所等の開設時間を踏まえた運行時刻とする。 	均一運賃	市が運行 あんくるバス(循環線 右まわり、左まわり)
支線	地域生活バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連絡路線及び市内基幹路線に接続し、市内の拠点施設相互を連絡する地域の生活交通路線としての機能を担う。地域の生活ニーズに応じた一定のサービス水準を確保すべき路線。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通利用不便地区の解消を目的に、通院・買物需要をはじめとした地域の移動需要に応じたサービス水準を確保する。 ● 広域連絡路線及び市内基幹路線との乗り継ぎに配慮したサービス水準を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行本数・運行間隔 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内基幹路線を補完する範囲内でのサービス提供を図る。 ● 買物、通院、飲食・娯楽需要に対応するため、2時間に1本程度を目安とするが、地域住民の生活パターンを踏まえた独自のサービス水準の確保を目指す。 ■ 運行時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 買物、通院、飲食・娯楽需要及び公共施設利用需要に対応するため、商業施設、病院等の開設時間を踏まえた運行時刻とする。 	均一運賃	市が運行 あんくるバス (安祥線、桜井線、南部線、高棚線、東部線、西部線、作野線、北部線、桜井西線)
	地域生活タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活バスへのアクセス端末交通手段としての機能を担う。 ● 地域生活バス及び一般タクシーとの役割を区分する中で、地域の生活ニーズに応じた一定のサービス水準を確保すべき路線。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行本数・運行間隔 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般タクシーとの差別化を図るため、運行本数、運行時間帯、発着地を限定する。 ● 平日昼間時間帯及び休日は、買物・通院需要に対応するため、2時間に1本程度を目安とするが、地域住民の生活パターンを踏まえた独自のサービス水準の確保を目指す。 ■ 運行時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活バスの運行時間帯との整合を図る。 	均一運賃	市が運行 あんくるタクシー
	一般タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由度の高いサービスにより、速達性や少量多頻度のモビリティを重視する需要への対応を基本としつつ、鉄道やバスが運行されない時間帯や地域での需要にも対応する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 民間交通事業者が主体となって運行を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス水準 <ul style="list-style-type: none"> ● 需要に応じ運行 	対キロ制運賃

① サービス水準に応じた運行

鉄道、広域連絡バス、市内基幹バス、地域生活バス、地域生活タクシー、一般タクシーが有する機能及び定めたサービス水準に応じた運行を実施するとともに、公共交通相互の連携を強化することで安城市内の移動ニーズに対応するとともに、近隣自治体との連携を図ります。また、市の現状程度の費用負担を基本としつつ、運行を継続します。

<具体的な実施内容>

- ・路線の機能及びサービス水準に応じた運行を継続
- ・必要に応じて民間バス路線への支援を継続

② 名鉄バス岡崎・安城線の維持・活性化

名鉄バス岡崎・安城線は、広域的な交通基幹軸としての機能を担っていることから、市域をまたぐ現行の路線及びサービスを維持するため、**交通事業者や岡崎市との協議を継続して実施しながら**、利用者獲得に向けた更なる利用促進に取り組みます。

<具体的な実施内容>

- ・各種利用促進策を継続的に実施
- ・必要に応じて民間バス路線への支援を継続

③ 名鉄バス安城線の延伸検討

名鉄バス安城線は、安城更生病院～デンパーク間を延伸し、利便性を高めることで、市内および市外からの需要に対応し、さらなる観光振興を図ります。

<具体的な実施内容>

- ・名鉄バス安城線は、安城更生病院～デンパーク間を延伸
- ・JR 安城駅バス停、新安城駅バス停、安城更生病院バス停、デンパークバス停にて、鉄道駅やデンパークまでのバスでの行き方案内を整備

図 名鉄バス安城線の延伸イメージ



⑦ 公共交通の利用促進策

安城市地域公共交通総合連携計画において実施してきた各種利用促進策に対する評価及び改善を踏まえたより効果的な利用促進策を本計画において継続的に実施します。

実施にあたっては、地域と行政そして交通事業者の協働の下、様々な利用促進施策を検討し、計画、実行、検証、改善を繰り返し実施していくものとします。

表 公共交通利用促進施策のメニューと実施主体

施策等の分類	具体的な実施内容	実施主体	取り組み状況	取り組みのねらい
(1) 情報提供	a) 乗り継ぎ拠点における総合案内板及びバス停案内表示及びタクシー案内の充実	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通に関する情報の周知徹底 公共交通の認知度の向上
	b) バスマップ及び分りやすいダイヤ表の作成・更新、安城市ホームページの充実	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	c) 分りやすいバス系統名及びバス停等への系統表示	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	d) 安城市ホームページや広報でのこれまでの取り組みのPR	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
(2) 利用促進誘導施策	a) 乗り継ぎ割引制度や高齢者・障がい者割引制度（企画乗車券の活用、75歳以上及び障がい者の無料乗車）	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	<ul style="list-style-type: none"> 新規利用者の獲得 既存利用者の利用頻度増加
	b) 乗継拠点における待合環境の充実	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	c) モビリティマネジメント	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	d) 免許返納者への公共交通の利用促進	警察・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	e) 学校教育と合わせた利用促進	学校・行政・交通事業者	新規取り組み	
(3) 市民とともに取り組む施策	a) 市のイベント時におけるバス利用促進キャンペーン、商業振興を目的とする関係団体と連携したバス利用促進等（お買物客や小中学生を対象とした運賃割引等）	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を支え育む意識の醸成 公共交通と商業や観光との連携強化
	b) 観光振興に向けた公共交通の活用（市内観光施設へのバスでの行き方案内等）	観光協会・行政・交通事業者	新規取り組み	
	c) 地域と行政の協働による各種活動（バスの乗り方サポート、バスやあんくるタクシーの乗り方教室、利用モデルダイヤ作成、バス停付帯施設及び周辺における環境整備等）	地域・行政・交通事業者	既存の取り組みの改善	
	d) 自転車とバスを利用しやすくする取り組み（バス停付近の駐輪場所の整備、既存駐輪場のPR等）	地域・行政・交通事業者	新規取り組み	

⑧ (仮称)地域の交通を応援する会の取り組み

持続可能な公共交通体系の実現には、地域、行政、交通事業者がそれぞれの役割を果たす中で、三位一体の取り組みが基本であり、特に市民や地域のニーズに合致した利用促進策の展開やバスサービスの見直しを実現するため、**地域をはじめとした市民等**が主体的に活動することが重要です。

その活動を行うためには、まず公共交通を利用すること、交通の現状を知ることが必要です。そのため、さまざまな取り組みを通じて当事者意識を高め、地域が公共交通を支え育む仕組みとして、**幅広く参加が可能な**「(仮称)地域の交通を応援する会」を立ち上げます。

図 (仮称)地域の交通を応援する会に期待すること

<(仮称)地域の交通を応援する会の目的>

地域自らがあんくるバスをはじめとした公共交通を盛り上げます。

<参加者>

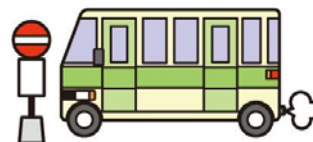
- 市民や地域に関わる人など
- 気の合う仲間同士の集まりなど
- “公共交通を盛り上げたい”“地域の公共交通を便利にしたい”
という熱意のある人など



<期待する取り組み>

- 公共交通の利用促進策を企画・実施します。

例) あんくるバス・タクシーを使ったお出かけプラン
あんくるバスで市内の観光施設を巡るツアー
老人会や小学校でのバスの乗り方教室



- 地域の人たちへ公共交通利用を積極的に呼びかけ、PRします。

例) 地域の集まりでバス利用を呼びかけ
バス利用を呼び掛けるチラシの作成・配布
イベント時等に公共交通での来場をPR



- よりよい公共交通の仕組みを検討します。

例) 地域の人たちから課題や問題点を聞き取り
地域の望ましい交通の姿を話し合い



- その他、公共交通を盛り上げるための取り組み等、
いろいろなことに取り組みます。